

川俣町ファミリーサポートセンター事業会則

(趣旨)

第1条 この会則は、子育ての援助を受けたい者（以下「お願い会員」という。）と行いたい者（以下「まかせて会員」という。）等による会員組織として、川俣町ファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）を設置し、会員が相互に連携した援助活動（以下「援助活動」という。）を行うことを支援するファミリーサポートセンター事業（以下「事業」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第2条 センターは、川俣町字五百田21番地に置く。

(業務時間)

第3条 センターにおいて業務を行う時間は、午前10時から午後7時までとし、原則この時間内に援助活動の依頼を受けるものとする。

(休業日)

第4条 センターの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日

2 前項の規定にかかわらず、センターは、休日であっても電話等により援助活動の依頼を受けることができるよう努めるものとする。

(事業)

第5条 センターは次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他会員組織に関する業務
- (2) 援助活動場所の提供及びその調整に関する業務
- (3) 病気または病気の回復期にある児童（以下「病児・病後児」という）の預かりの調整に関する業務
- (4) ひとり親家庭や低所得者等配慮が必要な子育て家庭に対する利用の支援に関する業務
- (5) 援助活動の講習会及び指導に関する業務
- (6) 会員間の交流に関する業務
- (7) 関係機関との連絡調整に関する業務
- (8) 事業の広報に関する業務
- (9) 町内の地域子育て支援拠点と連携したこどもの預かりの促進、会員増加のための取組、救急救命講習等安全講習等の実施に関する業務
- (10) 施設内預かり場所の安全点検・改修・設備・遊具等の安全基準の整備と対策に関する業務
- (11) 事故発生時、緊急時の連絡体制の整備と安全管理等に関する研修会、会員への周知に関する業務
- (12) 前各号に掲げるもののほか事業の目的達成に必要な業務

2 センターは、次に定める病児又は病後児（以下「病児・病後児」という）の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり等についても、実施に努めるものとする。

- (1) 病児 当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童をいう。
- (2) 病後児 病気の回復期にある集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童をいう。

(アドバイザー)

第6条 次に掲げる業務を行うためセンターにアドバイザーを置く。

- (1) お願い会員及びまかせて会員の募集、登録その他会員組織に関すること
- (2) 援助活動の総合調整に関すること
- (3) 会員に対する説明会、講習会等の開催に関すること
- (4) サブリーダーの選任のための連絡調整及び育成指導に関すること
- (5) 広報に関すること
- (6) 会員の傷害保険等の加入手続に関すること
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業の目的の達成に関し必要と認められること
(サブリーダー)

第7条 センターは、円滑な業務運営を図るため、一定地域内の会員の統括、援助活動の調整等を行うサブリーダーを選任するものとする。

(会員)

第8条 まかせて会員は、川俣町内及び近隣市町村に居住し、健康で援助活動に理解と熱意を有し、安全に子どもを預かることができる20歳以上の者であって、センターが実施する入会説明会を受講し、次のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) センターが実施する まかせて会員講習会を修了した者。ただし、講習の修了前であっても、緊急救命講習及び事故防止に関する講習を修了した者は援助活動を行うことができる。会員講習会に必要なテキスト代は実費額を会員の負担とする。
- (2) 一般社団法人女性労働協会の保育サービス講習会の全課程を修了した者。
- (3) 子育て支援員研修のうち、基本研修、地域保育コースの共通専門研修及びファミリーサポートセンター専門研修の全てを修了した者。ただし、基本研修に加え、地域保育コースを既に修了しており、ファミリーサポートセンター専門研修のみ未修了である場合にあっては、講習カリキュラムの「9 事業を円滑に進めるために」のみを受講することによって、当該講習を修了した者とみなすことができる。

2 お願い会員は、川俣町内及び近隣市町村に居住又は在勤し、0歳からおおむね18歳までの子どもを養育している者であって、センターが実施する入会説明会を受講した者とする。

3 どっちも会員は、お願い会員、まかせて会員のどちらも兼ねる者とする。

(会員登録)

第9条 会員登録の手続は次によるものとする。

- (1) お願い会員 川俣町ファミリーサポートセンターお願い会員登録申込書をセンターに提出するものとする。
 - (2) まかせて会員 川俣町ファミリーサポートセンターまかせて会員登録申込書をセンターに提出するものとする。
 - (3) どっちも会員 お願い会員の登録とまかせて会員の登録の両方を行うものとする。
- 2 センターは、入会を承認した者を会員として登録する。まかせて会員、どっちも会員については、会員証を発行する。
- 3 会員は、入会申込書の記載事項に変更が生じたときは、すみやかに、変更事項をセンターに届け出なければならない。
- 4 センターは、提供会員を新たに登録する際において、過去に虐待や不適切な行為を行っていないか聞き取り等を行うなど把握に努めるものとする。
- 5 センターは、前号に定める不適切な行為等を把握したときは、速やかに当該会員の登録を取り消す。
- 6 会員の登録期間は、登録した日から当該年度の3月31日までとする。ただし、会員の登録は更新することができる。
- 7 会員は、登録内容に変更が生じたときは、速やかにセンターに届け出なければならない。
- 8 会員が退会しようとするときは、退会届をセンターに提出しなければならない。この場合

において、会員は、退会に際して会員証を返還するものとする。

(会員の義務)

第10条 会員は、次に掲げる義務を負う。

- (1) 援助活動を通じて知り得た会員及びその家族の情報を他に漏らしてはならない。
- (2) 援助活動を通じて物品の販売若しくはあっ旋、宗教活動又は政治活動を行ってはならない。
- (3) 援助活動の依頼及び報告に当たっては、正確な情報共有に努め、虚偽や不誠実な態度をとってはならない。

2 まかせて会員は次に掲げる義務を負う。

- (1) 援助活動の子どもの安全確保に努めなければならない。
- (2) 援助活動中の子どもに異常を認めるときは、速やかにセンターに報告するとともに、対応について指示を受けなければならない。
- (3) 同時に複数のお願ひ会員に対し援助活動を行ってはならない。

(会員の資格喪失)

第11条 会員は次のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条第1項から第3項までに定める会員の要件を満たさなくなったとき
- (2) 前条に定める義務に違反したとき
- (3) その他会員としてふさわしくない行為があったとき

2 会員は、その資格を喪失したときは、直ちに会員証をセンターに返還しなければならない。

(援助活動の内容)

第12条 援助活動の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保育施設等の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり
- (2) 保育施設等までの送迎
- (3) 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
- (4) 学校の放課後の子どもの預かり
- (5) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり
- (6) 買い物等外出の際の子どもの預かり
- (7) 前各号に掲げる活動のほか、事業の目的を達成するために必要な援助活動

2 会員は、子どもの宿泊を伴う援助活動を行わないものとする。

3 援助会員が預かる子どもは、1人を原則とする。ただし、きょうだい児のほか、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

4 子どもを預かる場合は、原則としてセンター内の預かり室を利用するものとする。ただし、センターの業務時間外、休業日又は緊急時のほか、やむを得ない事由があると認められる場合は、子どもの安全が確保できる場所とし、会員間の同意により預かる場所を決定する。

(援助活動の実施方法)

第13条 お願ひ会員は、援助活動を受けようとするときは、援助活動を受けようとする日の前日までに、センターにその申込みをするものとする。

2 センターは、援助活動の申込みを受けたときは、お願ひ会員が希望する援助活動の内容、日時等を確認し、調整のうえ、申込みの内容にふさわしいと認められる まかせて会員を調整するなど、援助活動の円滑な実施に努める。

3 お願ひ会員とまかせて会員とは、援助活動の内容等について、事前にセンターと十分な協議を行うものとする。

4 お願ひ会員とまかせて会員は、前項の事前協議に際し、事前打合せ票を作成し、センターに提出するものとする。

- 5 会員は援助活動の実施について、変更又は中止がある場合は、速やかにその旨をセンターに連絡しなければならない。
- 6 お願い会員は、まかせて会員に対し、申込みに係る援助活動の内容以外の援助を要求してはならない。
- 7 まかせて会員は、援助活動実施後、活動の内容について援助活動報告書を作成し、お願い会員の確認を受けなければならない。
- 8 まかせて会員は、前項に規定する援助活動報告書により活動の記録をセンターに報告するものとする。
- 9 援助活動中に事故やけがが発生したときは、その程度にかかわらず、まかせて会員は、すみやかにセンターに連絡しなければならない。
- 10 センターは、前項の連絡を受けたときは、すみやかにお願い会員に情報を共有するとともに、まかせて会員に対応を指示するものとする。
- 11 センターは、保護者の支援のため、病児・病後児の預かりのほか、ひとり親家庭、低所得者等配慮が必要な子育て家庭への利用の支援に努めるものとする。
- 12 センターは、会員の確保の促進や、保護者の利便性の向上のため、町内の地域子育て支援拠点等と連携し、子どもの預かりの促進、巡回等による見守り支援、救急救命講習等安全講習等の実施に努めるものとする。

(援助活動時間)

- 第14条 援助活動時間は午前7時から午後7時までの間の援助活動を必要とする時間とする。ただし、特別な事情があると認められる場合はこの限りでない。
- 2 病児・病後児の預かり援助活動時間は午前7時から午後7時までの間の援助活動を必要とする時間とする。ただし、特別な事情があると認められる場合はこの限りでない。
 - 3 援助活動時間は、原則として1時間以上とし、援助活動を行った時間が1時間を超える場合は、30分を単位とする。
 - 4 援助活動時間は、お願い会員がセンターに申込みをした援助活動の開始予定時間から、お願い会員が実際に子どもを迎えに来た時間までとする。ただし、開始予定時間より前に援助活動を開始した場合は、実際に援助活動を開始した時間からお願い会員が実際に子どもを迎えに来た時間までとする。

(病児・病後児の預かり援助活動の実施)

- 第15条 病児・病後児の預かり援助活動は、前条に加え、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。
- 2 援助活動は、医療機関を受診して、医師に援助活動可と判断されてから行わなければならない。
 - 3 援助活動は、必要に応じて診療情報等報告書、病児・病後児援助活動に関する連絡票・与薬依頼書を取り交わしてから行うものとする。

(報酬等)

- 第16条 お願い会員は、まかせて会員に対し援助終了後、第14条第4項に定める援助活動時間に係る別表1に定める報酬について、原則援助活動を行った当日に支払うものとする。
- 2 援助に要した実費については、別表1を基準に、お願い会員及びまかせて会員が協議して定めるものとする。
 - 3 お願い会員が援助活動の依頼を取り消した場合の報酬の取扱いについては、別表2のとおりとする。ただし、天候や自然災害、不慮の事故など、会員の責によらない事由により援助活動が実施できない場合は、相互の協議によりその都度決定するものとする。

(保育施設等への連絡体制)

- 第17条 保育施設等への迎え及びその後に子どもを預かる援助活動の場合は、お願い会員はまかせて会員が迎えを行うことを保育施設等へ連絡しなければならない。

2 まかせて会員は、保育施設等の管理者等に会員証を提示しなければならない。

(援助活動を行うにあたっての留意点)

第18条 会員は、本要綱に定めるところによらないで、援助活動を行ってはならない。

2 まかせて会員は、援助活動を行うにあたっては、子どもに事故がないよう、安全及び衛生に十分配慮しなければならない。

3 会員は、相互信頼のもと、援助活動を行わなければならない。

4 その他援助活動の趣旨及び目的に反する行為を行ってはならない。

(トラブル等の解決)

第19条 援助活動に起因する会員間のトラブル又は事故が発生した場合には、速やかにセンターにその事実を報告するとともに、会員間で誠意を持って解決に努めることを原則とする。

(保険)

第20条 センターは、援助活動中の事故に備え、地域子育て支援補償保険に加入しなければならない。

(守秘義務)

第21条 会員は、援助活動により知り得た個人情報、プライバシー等の秘密について他人に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、会員でなくなった後も同様とする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この会則は、令和8年4月1日より施行する。

別表1（第10条第1項及び第2項関係）

報酬等に関する基準

活動時間帯	報酬
午前7時～午後7時	基本料金 1時間につき600円
病児・病後児の預かり	病児・病後児料金 1時間につき基本料金の200円を加算
上記の時間帯以外の時間	1時間につき基本料金及び病児・病後児料金の100円を加算

- 1 きょうだい児を預ける援助活動の場合は、2人目から報酬を半額とする。ただし、きょうだい児であっても、乳幼児等まかせて会員1名を要する援助活動の場合は除く。
- 2 援助活動を受けようとする日の前日午後7時を過ぎた時点から当日の依頼とし、当日の依頼は上記の報酬に別途200円を加算する。
- 3 子どもに対する食事の提供、おむつ代、公共交通機関を利用した場合における交通費等の実費は、お願い会員が負担するものとする。
- 4 援助活動は1時間を超える場合に行い、1時間を超える援助活動を行った時間が30分に満たない場合は半額とし、30分以上は1時間とする。
- 5 預かり活動中にまかせて会員が送迎を行った場合の実費については、移動の距離1キロメートル当たり30円とする。ただし、預かりを伴わない第12条第1項第2号に定める送迎のみの援助活動については、移動の距離が4キロメートルを超えた分につき、1キロメートル当たり30円とする。

別表2（第10条第3項関係）

お願い会員が援助活動を取り消した場合の報酬の取扱い

取消時期等	お願い会員が まかせて会員に支払う額
援助活動の前日午後7時まで	0円
援助活動の前日午後7時以降当日	予定していた援助活動を実施した場合に支払われる額の半額
無断取り消し	予定していた援助活動を実施した場合に支払われる額の全額

- 1 お願い会員がまかせて会員に支払う額については、センターに直接、取り消しが生じた日の翌日から起算して1週間以内に納めるものとする。